



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

相続時精算課税／相続税の課税価格に加算される財産

～贈与税の更正決定等の除斥期間が経過した財産も加算～

相続時精算課税を選択した場合、特定贈与者が死亡したときは、贈与財産の価額は相続税の課税価格に加算されます。今回は、贈与税の除斥期間の経過により、贈与税の課税権が消滅した場合であっても、相続税の課税価格に加算されるか否かが争われた判決をご紹介します。

(令和7年1月16日東京地裁・棄却・確定・TAINSコード：Z888-2731)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

甲及び乙（原告ら）は、亡丙（被相続人）からの現金の贈与について、渋谷税務署長に、相続税精算課税を選択するため、平成21年分の贈与税の申告書及び相続税精算課税選択届出書を提出しました。また、原告らは、平成21年中に亡丙から借地権相当額（本件借地権相当額）の贈与を受けましたが、その贈与税の申告はしていませんでした。

令和元年5月31日、亡丙の相続が開始し、原告らは、相続税の申告及び修正申告を共同でしたところ、渋谷税務署長から、被相続人から生前に賃借した土地に係る借地権の価額の2分の1に相当する金額を課税価格に加算すべきであるとして、相続税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をそれぞれ受けました。本件は、原告らが、上記各処分はいずれも違法であると主張して、上記各更正処分のうち原告らが修正申告した相続時精算課税適用財産の価額・課税価格・相続税額を超える部分及び上記各賦課決定処分の取消しを求める事案です。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、各更正処分等は適法であるとして、原告らの請求を棄却しました。

- ① 相続税法21条の15第1項により相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の範囲は、相続時精算課税選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に特定贈与者からの贈与により取得した財産として相続時精算課税の適用を受けるもののうち、同法21条の2第1項等により贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものである。
- ② 原告らは、平成22年3月9日に提出した相続時精算課税選択届出書に係る財産の贈与を受けた平成21年以後の年である同年中に、対価を支払うことなく本件借地権相当額の経済的利益を受けたことにより、当該経済的利益を贈与により取得したものとみなされる（相続税法9条）。そのため、本件借地権相当額は、特定贈与者である亡丙からの贈与により取得した財産として相続時精算課税の適用を受けるものであって、原告らの贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに該当する。これに対し、その該当性を否定する規定は相続税法その他関連法令において見当たらない。したがって、本件借地権相当額は、相続税の課税価格に加算されるべきものである。
- ③ 原告らは、本件借地権相当額の贈与に係る贈与税に対する更正決定等の除斥期間は既に経過していたから、同贈与税について課税当局による課税権限の行使は不可能であり、本件借地権相当額は、相続税の課税価格に加算することができない旨主張する。
- ④ しかし、相続税法21条の15は、相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の範囲について、相続時精算課税制度の適用を受ける財産のうち「当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの」と規定するとともに、これを超えて、納税者の申告や税務署長の更正決定等により贈与税の課税価格に算入されたものとは規定していない。そのほか、同法の規定や本件全証拠によっても、原告らの主張を裏付ける規定や見解は見当たらない。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判16頁）が必要な方は、2,500円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第391号(令和8年2月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628